

かどうかについての検察審査会の判断に資する事情を調査しなければならない。

一 第五条各号に掲げる者であること。
二 第六条各号に掲げる者であること。
三 第八条各号に掲げる者であること。

第十二条の四 檢察審査会事務局長は、前条各号に掲げる事由に該当するかどうかについての検察審査会の判断に資する事情を調査するため、檢察審査員候補者に対し、質問票を用いて必要な質問をすることができる。

第十二条の五 第十二条の二第三項の規定による通知を受けた檢察審査員候補者のうち、第八条第一号から第八号までに掲げる者又は同条第九号に規定する事由に該当する者は、檢察審査会に対し、檢察審査員又は補充員となることについて辞退の申出をすることができる。

第十二条の六 檢察審査会事務局長は、檢察審査員候補者又は檢察審査員若しくは補充員について、第十二条の三各号に掲げる事由に該当するかどうかについての検察審査会の判断に資する事情を調査するため、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

第十二条の七 檢察審査会事務局長は、檢察審査員候補者について、次に掲げる事由に該当するときは、政令で定めるところにより、当該檢察審査員候補者を檢察審査員候補者名簿から消除しなければならない。

二 檢察審査会が第十二条の三各号に掲げる事

由に該当する旨の判断をしたとき。
三 檢察審査員又は補充員を選定されたとき。

第十三条 檢察審査会事務局長は、毎年十二月二十八日までに第一群檢察審査員候補者の中から各五人の、三月三十一日までに第二群檢察審査員候補者の中から各六人の、六月三十日までに第三群檢察審査員候補者の中から各五人の、九月三十日までに第四群檢察審査員候補者の中から各六人の檢察審査員及び補充員をくじで選定しなければならない。

前項のくじは、地方裁判所の判事及び地方檢察庁の檢事各一人の立会いをもつてこれを行わなければならぬ。この場合において、立会いをした者は、檢察審査員及び補充員の選定の證明をしなければならない。

二 捜査の立会いをもつてこれを行わなければならぬ。この場合において、立会いをした者は、檢察審査員及び補充員の選定の證明をしなければならない。

第十四条 檢察審査員及び補充員の任期は、第一群については二月一日から七月三十一日まで、第二群については五月一日から十月三十一日まで、第三群については八月一日から翌年一月三十一日まで、第四群については十一月一日から翌年四月三十日までとする。

第十五条 前条に規定する各群の檢察審査員及び補充員のいずれかの任期が開始したときは、その都度速やかに檢察審査会議を開き、檢察審査会長を互選しなければならない。この場合において、檢察審査会長が互選されるまでは、檢察審査会事務局長が檢察審査会長の職務を行う。

檢察審査会長は、檢察審査会議の議長となり、檢察審査会の事務を掌理し、檢察審査会事務局長を指揮監督する。

檢察審査会長の任期は、その互選後最初の前

条に規定する各群の檢察審査員及び補充員の任期が終了する日までとする。

第一項の規定は、檢察審査会長が欠け、又は職務の執行を停止された場合にこれを準用する。

前項に規定する場合を除くの外、檢察審査会長に事故のあるときは、予め檢察審査会の定める順序により他の檢察審査員が臨時に檢察審査会長の職務を行う。

第十六条 地方裁判所又は地方裁判所支部に勤務する裁判官は、前条第一項の檢察審査会議の開会前、檢察審査員及び補充員に対し、檢察審査員及び補充員の権限、義務その他必要な事項を説明し、宣誓をさせなければならない。

宣誓は、宣誓書によりこれをしなければならない。

地方裁判所長又は地方裁判所支部に勤務する裁判官は、起立して宣誓書を朗読し、檢察審査員及び補充員をしてこれに署名押印させなければならない。

二 逮捕又は勾留されている者

第十二条の六の規定は、前項各号に掲げる者に該当するかどうかについての検察審査会の判断に資する事情の調査について準用する。

第十八条 檢察審査員が欠けたとき、又は職務の執行を停止されたときは、檢察審査会長は、補充員の中からくじで補欠の檢察審査員を選定しなければならない。

前項のくじは、檢察審査会事務官の立会を以てこれを行わなければならない。

第十九条 前条に規定する各群の檢察審査員及び補充員全員に対してこれを発する。

第二十条 檢察審査会議の招集状は、檢察審査会長が、檢察審査員及び補充員全員に対してこれを発する。

第二十一条 檢察審査会議の招集に応じて、檢察審査員及び補充員全員に対する旨を記載しなければならない。

第二十二条 檢察審査会議の招集に応じて、檢察審査員及び補充員全員に対する旨を記載しなければならない。

第二十三条 檢察審査員及び補充員は、疾病その他の理由で出頭すべき日時、場所及び招集に応じないときは過料に処せられることがある旨を記載しなければならない。

第二十四条 檢察審査員及び補充員は、疾病その他の理由で出頭すべき日時、場所及び招集に応じないときは過料に処せられることがある旨を記載しなければならない。

第二十五条 檢察審査会は、檢察審査員全員の出席がなければ、会議を開き議決することができる。

檢察審査員が会議期日に出頭しないとき、又は第三十四条の規定により除斥の議決があつたときは、檢察審査会長は、補充員の中からくじで臨時に檢察審査員の職務を行う者を選定しなければならない。

第十八条第二項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

第三章 檢察審査会事務局及び檢察審査会事務官

第十九条 各檢察審査会に事務局を置く。

第二十条 各檢察審査会に最高裁判所が定める員数の檢察審査会事務官を置く。

第二十一条 檢察審査会事務官は、裁判所事務官の中から、最高裁判所が、これを命じ、檢察審査会事務官の勤務する檢察審査会は、最高裁判所の定めるところにより各地方裁判所がこれを定める。

最高裁判所は、各檢察審査会の檢察審査会事務官のうち一人に各檢察審査会事務局長を任命する。

第二十二条 檢察審査会議の議事は、過半数でこれを決する。

第二十三条 檢察審査会議の議事については、會議録を作らなければならない。

會議録は、檢察審査会事務官が、これを作る。

第二十四条 檢察審査員及び補充員には、政令の定めるところにより旅費、日当及び宿泊料を給する。但し、その額は、刑事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十一号）の規定により証人に給すべき額を下すことができる。

第二十五条 第二条第二項に掲げる者は、檢察官の公訴を提起しない處分に不服があるときは、その檢察官の属する檢察庁の所在地を管轄する檢察審査会にその処分の當否の審査の申立てをす

檢察審査会長は、特に必要があると認めるときは、いつでも檢察審査会議を招集することができる。

第二十六条 檢察審査員及び補充員全員に対してこれを発する。

第二十七条 檢察審査会議の議事は、過半数でこれを決する。

第二十八条 檢察審査会議の議事については、會議録を作らなければならない。

會議録は、檢察審査会事務官が、これを作る。

第二十九条 檢察審査員及び補充員には、政令の定めるところにより旅費、日当及び宿泊料を給する。但し、その額は、刑事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十一号）の規定により証人に給すべき額を下すことができる。

第三十条 第二条第二項に掲げる者は、檢察官の公訴を提起しない處分に不服があるときは、その檢察官の属する檢察庁の所在地を管轄する檢察審査会にその処分の當否の審査の申立てをす

第三章 檢察審査会議

第四章 檢察審査会議

第五章 審査申立て

<p>附 則 (平成一一年二月八日法律第一号) 抄 (施行期日) 第三条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。 (経過措置)</p> <p>第一条 この法律は、一部を改正する法律(平成十一年法律第百四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。 一から二十五まで 略</p> <p>第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p>	<p>附 則 (平成一七年五月一九日法律第七号) 抄 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六年より従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。</p>	<p>第八条 第三条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>附 則 (平成一七年五月二十五日法律第五〇号) 抄 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年より従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。</p>
<p>第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>附 則 (平成一六年三月三一日法律第八号) 抄 (施行期日) 第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。</p>	<p>第一条 この法律は、公布の日から起算して六年より従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。</p> <p>附 則 (平成一九年五月三〇日法律第六〇号) 抄 (施行期日) 第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。</p>	<p>第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成一九年五月三〇日法律第六〇号) 抄 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>
<p>第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>附 則 (平成一六年五月二八日法律第六二号) 抄 (施行期日) 第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。</p>	<p>第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>附 則 (平成一九年五月三〇日法律第六二号) 抄 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>	<p>第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>附 則 (平成一九年五月三〇日法律第六二号) 抄 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>
<p>第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>附 則 (平成一六年五月二八日法律第六二号) 抄 (施行期日) 第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。</p>	<p>第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>附 則 (平成一九年五月三〇日法律第六二号) 抄 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>	<p>第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>附 則 (平成一九年五月三〇日法律第六二号) 抄 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>

<p>第一条 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第五百九条の規定 公布の日</p>	<p>附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄 (施行期日) 第一条 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p>
---	---